

立川市非常勤職員給与等支給条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 27 年 2 月 19 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 203 条の 2 第 4 項の規定による。

立川市非常勤職員給与等支給条例の一部を改正する条例

立川市非常勤職員給与等支給条例の一部を改正する条例（昭和36年立川市条例第2号）の一部を次のように改正する。
次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前																				
<p>(報酬の支給方法)</p> <p>第8条 日額による報酬は、勤務した日又は月の初日からその月の末日までの間における勤務日数により計算した額を翌月20日まで に支給する。 2及び3 ……略……</p>	<p>(報酬の支給方法)</p> <p>第8条 日額による報酬は、勤務した日又は月の初日からその月の末日までの間における勤務日数により計算した額を翌月15日まで に支給する。 2及び3 ……略……</p>																				
<p>別表（第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="702 159 813 1142"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>報酬</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>……略……</td> <td>……略……</td> </tr> <tr> <td>選挙立会人</td> <td>1回 15,000円</td> </tr> <tr> <td>災害医療コーディネーター</td> <td>出勤1回につき、3時間までは22,600円。ただし、3時間を超えて 勤務した場合は、1時間を超えるご とに7,530円を加算した額</td> </tr> <tr> <td>……略……</td> <td>……略……</td> </tr> </tbody> </table>	職名	報酬	……略……	……略……	選挙立会人	1回 15,000円	災害医療コーディネーター	出勤1回につき、3時間までは22,600円。ただし、3時間を超えて 勤務した場合は、1時間を超えるご とに7,530円を加算した額	……略……	……略……	<p>別表（第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="702 1142 813 2121"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>報酬</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>……略……</td> <td>……略……</td> </tr> <tr> <td>選挙立会人</td> <td>1回 15,000円</td> </tr> <tr> <td>災害医療コーディネーター</td> <td>出勤1回につき、3時間までは22,600円。ただし、3時間を超えて 勤務した場合は、1時間を超えるご とに7,530円を加算した額</td> </tr> <tr> <td>……略……</td> <td>……略……</td> </tr> </tbody> </table>	職名	報酬	……略……	……略……	選挙立会人	1回 15,000円	災害医療コーディネーター	出勤1回につき、3時間までは22,600円。ただし、3時間を超えて 勤務した場合は、1時間を超えるご とに7,530円を加算した額	……略……	……略……
職名	報酬																				
……略……	……略……																				
選挙立会人	1回 15,000円																				
災害医療コーディネーター	出勤1回につき、3時間までは22,600円。ただし、3時間を超えて 勤務した場合は、1時間を超えるご とに7,530円を加算した額																				
……略……	……略……																				
職名	報酬																				
……略……	……略……																				
選挙立会人	1回 15,000円																				
災害医療コーディネーター	出勤1回につき、3時間までは22,600円。ただし、3時間を超えて 勤務した場合は、1時間を超えるご とに7,530円を加算した額																				
……略……	……略……																				

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。